



病床機能再編支援事業について

2021/9/8（水）

令和3年度第1回県央地区保健医療福祉推進会議

1. 事業概要

- 地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて実施する自主的な病床削減（病院の統廃合含む）の取組みについて、一定の要件に応じて給付金を支給
- 令和2年度に単年度の補助金制度（国費10／10）として創設されたが、令和3年度から地域医療介護総合確保基金の新たな事業区分（I-2）として位置付け（国費10／10のまま）

< 主な要件 >

- 平成30年度病床機能報告時の病床数と比較し、高度急性期、急性期、慢性期（対象3区分）の稼働病床数の10%以上削減した場合、削減病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を給付（統廃合の場合も同様）

< 給付金の種類 >

- ①単独支援給付金 ②統合支援給付金 ③債務整理支援給付金

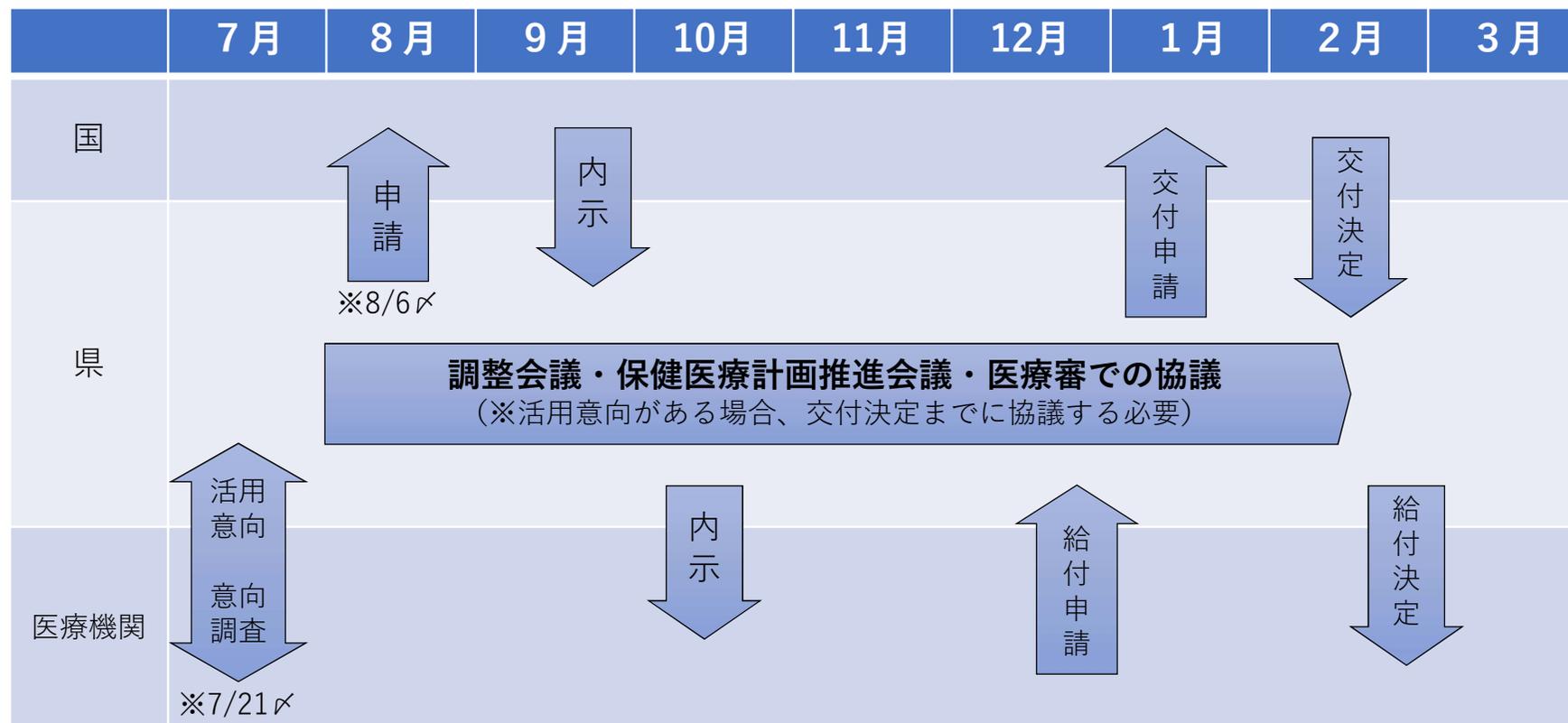
2.当該事業に対する県の考え方

- 本県としては、地域医療構想で示した推計で病床不足が見込まれている点を踏まえ、現時点では病床削減や統廃合を積極的に進める状況にはないと認識している。
- 他方、当該事業の活用を検討する医療機関が存在する可能性は否定できないため、制度等の周知自体は必要と考える。
- なお、令和3年度事業募集について、国から都道府県に対して、8月上旬までに申請するよう求められている。



- 対象となり得る医療機関に対して意向確認の調査を実施
- 事業活用の意向を示す医療機関が事業計画を提出した場合には、当該計画が地域医療構想の趣旨に沿ったものかどうかなど、地域医療構想調整会議等で協議を実施

3.今後のスケジュール（予定）



※現時点でのスケジュール ※国への申請状況に応じて追加募集が行われる可能性あり